



Title	扶養意識の諸様相 : 北海道農村に於ける意識調査より
Author(s)	品川, 孝次; SHINAGAWA, Kōji
Description	資料
Citation	北海道大學 法學會論集, 6, 113-129
Issue Date	1956-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27746">https://hdl.handle.net/2115/27746</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P113-129.pdf



資料

扶養意識の諸様相

——北海道農村に於ける意識調査より——

品川孝次

扶養意識の諸様相

- 一、はしがき
- 二、調査の概要
- 三、調査結果の分析
  1. 子の親に対する扶養  
——長子扶養意識を中心として——
  2. 扶養意識の諸型態  
——「家」乃至親族的共同体の觀念との関連において——
  2. 意識類型相互間の意味的関連乃至差異
  4. 血族二・三親等相互間の扶養
- 四、結 び

一 はしがき

生活不能者、困窮者に対する生活保障の問題は今日最も重要な現実的課題の一つである。この問題を法制度の面より考察するには、国家的扶養と私的扶養に通ずる包括的・総合的研究を必要とすることは云うまでもないが、なかならず、現在のところ最も広く且つ重要な機能をもっている親族的扶養の研究を忽にするわけにはゆかない。親族的扶養と云えば、種々の点、例えばその存在根拠、扶養当事者の範囲、義務内容などについていろいろな観点から問題が投げかけられており、立法上も解釈上も種々議論的となつてゐることは周知の如くである。ただし、親族的扶養は、

一面において社会政策としての公的扶養制度に関連するとも、他面において家族制度や親族関係の本質にも関係する問題であるからである。

ところで親族的扶養の考察に際して、最も基本的且つ現実的な課題は現実の社会生活における扶養関係の実態、現実に機能している規範関係ないし規範意識の洞察・把握である。ただし、親族相互間の扶養の問題が法的紛争にまで発展し表面化することは、寧ろ例外的事例に属し、通常は、親族相互間の内部的問題として、その社会の「生ける法」によつて規整されているものだからである。しかも今日問題なのはこの「生ける法」が決して静止的・固定的なものでない点にある。それは農村社会においてすら決して静止的ではなく、伝統的観念と革新的観念との相剋のうちにきわめて錯雑した様相を呈しているのである。本稿は、この現実の社会における親族的扶養の実態をもつぱら扶養規範意識の面をとおして探究しようとしたものである。

ところで、規範意識がどのようなものであるかを把握するには、現実の具体的な行動（もちろん意識過程をも含む）を分析することが、最も望ましい方法であることは疑いない。しかし、社会の多数人を調査対象とする場合、親族的扶養に対する意見、態度を調査することにより、法意識を抽出し認識することも重要な

方法である。この意見・態度それ自体が、全面的とはいえないにせよ、一応規範意識を表現していると考えられるからである。尤も、それは一定の質問を前提とした答としての制約をもち、また意見から意識を認識すること自体、完全な意味での客観性に欠ける点は考慮せねばならない。しかもなお、われわれは意見の量的分析により法意識の一般的趨向を推察し得ると同時に、色々な質問に対する応答、態度を被調査者の階層・身分・年齢・教育程度などを考慮し乍ら、総合的に観察・分析することにより、法意識の態様、性格、構造―夫々の意識の差異―を巨視的には把握することが出来るであろう。

本稿は、このようにして抽出され、認識された扶養意識の諸様相を、「家」の観念ないし（扶養関係の基盤として想定するところの）親族の共同体の態容との関連を基本的焦点として、分析・整理してみたものである。それは、とりもなおさず、前近代的な「家」的規範意識から近代的意識に至る意識の諸態容を靜的に捉え、人々の意識の性質、構造の差異を明らかにすることである。しかし、この意図は本稿においては充分に実現されてはいない。大方の叱正を得てより完全なものを他日に期する考えである。

(1) 法意識把握の手段としての意見の調査、分析の過程において、われわれは、意見と意識との関係について本質上及び調査

## 扶養意識の諸様相

技術上の多くの困難な問題に遭遇した。これらの点を究明し、意見の調査がいかにして法意識の経験的認識の方法として成立するかを確認すべきであるが、この点についてはまたの機会にゆずりたい。

### 二 調査の概要

この調査は、昭和二八年八月中に次の五箇町村を選定して各町村四八名、総計二四〇名を対象として行われた聴取調査である。四八名のサンプリングは、以下に掲げる表に明らかな如く、男女性別・年齢・続柄を基準とした層化無作為抽出法によるものである。調査地の選定は、この調査をもつて一応北海道全農村を代表せしめるため、農業経営学上の分類に従つて農業経営型態別に五箇町村が選定された。次の如くである。

酪農—山越郡八雲町。大農畑作—河西郡大正村。果樹栽培—余市郡大江村大字仁木。内地式農業—樺戸郡新十津川村。水稻単作—千歳郡恵庭町字島松村。

なお、農村と都市とを比較するために、札幌市において事務員(男女各二〇名)、労働者(男女各二〇名)、失業者(男二〇名)、主婦(二〇名)—総計二二〇名—について同様の調査を実施した。本調査は、北大法学部扶養制度研究会において行つた諸研究の

うち扶養意識に関する調査の部分であるが、本稿作成にあつては、この調査結果の一部のほか、ほぼ同時期に行つた農家相続実態調査の資料・経験をも参考としている。

### 三 調査の結果の分析

親族的扶養の問題ないし私的扶養の場としての家族制度が云々される場合に、屢々論議の中心として浮び上つてくるのは、子の親に対する扶養の問題である。事実、子の親に対する扶養義務意識の諸様相は、親族的ないし家族的扶養関係の実態を最も鮮明に反映しているように思われる。従つて、以下、この意識の分析を中心としながら論述を進めたい。

#### 1. 子の親に対する扶養について

「親が老齢・不具・疾病などで生活に困つている場合、誰が養うべきか」との質問に対する応答は第一表に示す如くである。ここで先ず注目されるのは従来の家族制度の集中的な表現である長子単独扶養は民衆の意識においては、(少なくとも量的には)必ずしも支配的な支持を受けているとは云えないという事実である。これを支持するものが農村においてさえ五五%であり、都市(給料生活者)においては六・六%に過ぎないことは家族制度的規範意識の消長を端的に物語つている(しかも右の四三%のうちには

第一表

農村

区分		長男 あとり	子 みんな	社 会	親 類	
男 (160)	20・30代	長男(40) 2・3男(40)	31 8	10 30	1 0	0 0
	40・50代	長男(40)	28	11	0	1
		2・3男(40)	22	18	0	0
	女 (80)	20・30代	未婚(20) 既婚(20)	4 10	16 9	0 0
40・50代		未婚(20)	4	16	0	0
		既婚(20)	10	9	0	1
総計 240名		132 55.00%	105 43.75%	1 0.42%	2 0.83%	
性別 %	男	56.9	41.9	0.6	0.6	
	女	51.3	47.5	0	1.3	
世代別 %	20・30	45.8	52.5	0.8	0.8	
	40・50	64.2	35.0	0	0.8	
続柄別 %	長男	73.8	23.8	1.3	1.3	
	2・3男	40.0	60.0	0	0	
家族構成 %	大	61.5	36.9	0.8	0.8	
	小	48.3	50.9	0	0.8	
地域別 (実数)	A	25	21	1	1	
	B	27	21	0	0	
	C	28	20	0	0	
	D	27	20	0	1	
	E	25	23	0	0	

都市

区分		長男 あとり	子 みんな	社 会	
事務員 (40)	男	20代(5) 30代(5) 40・50代(20)	0 0 8	5 1 2	0 4 2
	女	20代(20)	0	14	6
		30代(10) 40・50代(10)	1 0	7 9	2 1
労働者 (40)	男	20代(20)	2	14	4
	女	20代(7) 30代(3) 40・50代(10)	1 1 1	6 1 7	0 1 2
失業者 (40)	男	40・50代(10)	1	7	2
	主婦 (20)	40・50代	2	17	1
総計 120名		8 6.66%	89 74.17%	27 [15.8] 19.17%	

区分欄の( )内の数字は調査対象数を示す。  
 尚、都市表中の総計—社会欄の[ ]については註(8)参照。  
 家族構成の大小の区別は、夫婦とその子のみの家族か否かを基準とした。

### 扶養意識の諸様相

「原則としてあととり長男が親を養うべきである」とする意識が含まれていることを注意せねばならない。旧来の家族制度的扶養観に対して驚くべき観念の変化といえよう。

ところで、長男が親を養うべきであるとする意識は、基本的には家的観念を根底として扶養の場としての家族共同体と長男子の特別の地位を考えているにせよ、この意識の意味内容はかなり多義的であり、その根拠もまた多様である。そこに意識構造或は過程の差異が見られ、従つてまた長子扶養の規範性の意味・程度における多様性が窺われる。本調査に現われた特徴的な事例からすれば、大体次の如き二・三の態容に分類することができると思つ。その一つは長子扶養を当然のこととして強く肯定し、その理由を一家の中心としての長男の權威的地位にもとめる態度である。ここにおいては、長男の親に対する扶養義務は長男たる「身分」に基づくところの必然的拘束であると意識される。長男に対する伝統的な無条件な權威親に由来することは明白である。「親の扶養を二・三男でもよいとしたら他に責任を転嫁し合つて養わなくなる」とか「長男が駄目になれば二・三男も駄目になる」というような表現、「一家の中には支柱がなければならぬ」とする観念はそのあらわれである。つまり、「親を養うのは誰れでもよいとすれば後で紛争が起き家の中がうまくゆかない。長男は家を継ぎ、

先祖の位牌を守つてゆくものと昔から決つており、又みんながそう思つている。故に長男は長男として立て、尊敬してゆけば家がうまくゆく」と考えられているのである。このような意識が家父長制的家族主義イデオロギーの所産であることはいうまでもない。このような伝統的、家父長制的家族制度と密接した規範意識は、農村においては、なかならず地主層乃至上層自作農において支配的なように思われる。

その二は親の扶養は長男がすべきであり、また長男でなければならぬと意識している点に於て第一の場合と同様であるが、その理由は「長男は特に可愛いがられて育つて来たのだから」ということで、ここにおいては、親を養う義務は恩に条件づけられたものとして、而もその恩は養育期における長男に対する特別の愛情であると感じられている点が相異する。第一の場合には長子扶養を根拠づけそれを支えるものは、長男たる「身分」に附属する權威・威信であつたが、ここでは非合理的ではあるが現実的な「特別の愛情」がその根拠である。このような意識においては長男の無条件な權威の観念は背後に退き、扶養義務と愛情「恩恵」との条件的対価的關係ということが前面に現われてくる。勿論、長男が養育期において特別の愛情「恩恵」をうけ、また特別の取扱いをうけるということは既に長男が他の子と異なる特別の身分、

地位をもつという觀念に基づいているわけであり、この点よりすれば第一の場合との質的差異は認められないのであるが、長子扶養の根拠として親念的な長男の權威が表面に出ずに、現実的な愛情<sup>11</sup>恩恵が強調され、従つてまた、ときとして長男に特別の恩恵が与えられない場合が考えられ、その場合には長男に特有な扶養意識があらわれてこない可能性がある点からすれば、少なくとも規範性の程度において、第一の意識におけるそれとは異なつたものがあるといつてさしつかえないであろう。かかる意識がどの階層に支配的であるかは明確に指摘し得ないが、比較的富裕な農民層に残存するようである。<sup>4)</sup>

その三は「特に百姓（農家）の場合には」「農業の特殊事情の下においては」「あととり（長男）が養うべきであるとする意識である。」「本来は全ての子に義務があるのであるが」「農民の場合にはあととりが養うべきであるという考えである。この意識は、農村においては、親の扶養が農業経営の維持と表裏一体をなすものとして単独相続を手段とする「家」維持の側面であることの主観的反映であることは云うまでもない。扶養の場が家族共同体である以上、扶養義務者は「経営や家計の維持・管理者」であり、現実の「家」の経済的支配者たるあととりであるのは当然である。長男は特別の權威・地位をもつものとは意識されず、単に通常予

想される扶養能力者たる地位に基づいて「一応の第一順位者たる立場にあるに過ぎない。」「長男に差支えあれば誰でもよい」「年齢の順序で」等々の表現はこれを裏書するであろう。この意識は通常農村の家共同体において占める長男の経済的地位の反映であるから、現実には長男がかかる実力を有しない場合には、この意識は変更をうけざるをえないことになる。このような意識は中・小自作農民に固有のものであり、経営面積の零細性、農業生産力の停滞性及び農業経営の前近代の構造に規定されていることは、既に相統型態の考察に於いて諸家によつて説かれていく如くである。<sup>5)</sup>

なお右の三つの場合のほかにも長男が第一順位の扶養義務者であるとするが、先順位の義務者としての地位が「長男が年長者で都合がよい」「何となく、習慣だから」というように便宜的考慮或いは習慣に対する無反省な容認に発している場合もある。しかしこれらは、一歩ほり上げてその意識を追及するときは既述の三つのいずれかに分類される場合が多い。もつとも都市において、なかなか俸給生活者にかかる意識をみるが、これはおそらく農村の場合とはちがつて純粹に便宜的な考慮に発するもので、規範意識としての性格はかなり稀薄なものと考えられる。

以上の如く、ひとしく「長男が養うべきである」とする意識においても、それを支える論理は多様であり、夫々異なつた性格を

## 扶養意識の諸様相

もつてゐる。ただ以上三個の意識は何れも「家」的秩序を前提とする規範意識であり、扶養は「家」を基礎とするものと考えている点で同一の基礎の上にたつものである。而して、かかる長子単独扶養意識の消長に反比例して現われるのが「子はみんなて親を養うべきである」とし、親の扶養に關してあととり<sup>(6)</sup>長男に特別の地位を認めない態度である。ここにおいては、扶養の場は「家」として意識されず、また長子の權威の觀念も認められない。その詳細は次節に譲り、ここではこのような意識が農村において四四%弱で半数に近く、都市においては圧倒的比率を占めていることを指摘するに止める。ちなみに、両意識に於ける各層別の差異は第一表に示す如くである。地域別、性別によつては有意な差はないのに反し、ゼネレーション、続柄及び家族構成別では顕著な有意差が認められる。殊に続柄別による大きな差、而もそれが二・三十代におけると四・五十代におけることでは相当の変化がみられることは注目すべきである。「家」の内部における構成員の地位がいかに意識に反映されるかを示すものである。つぎに注意すべきは、公的扶養に対する農民の意識である。もとよりほとんどの人々が、生活不能者を養う義務は家族共同体内部のものであると意識している。親の扶養を社会に委ねるときは「とんでもない」ことであつたり、或は「他人に対して義理が

悪い」ことである。しかし、かかる伝統的觀念や世間体の枠の外に出る者が農村でも絶無なのではない。例外的数字であるが、農村にも、公的扶養優先の意識をもつ者があらわれている。その者は二夫婦、四世代に互る直系家族のあととり(旧中卒・二九才)であり、その農家は下層自作農である。かかる家族構成からこのような意識が生みだされるのは、その家族構成がすでにそれを支える経済的基礎を失うにいたつた現実を明白に物語るものである。都市においては程度、内容の差はあれ、社会的扶養を原則とする者が二二%を占めることは第一表に示す如くである。この中には「理想」としては社会であるが現実には子が養うべきである」とするものと、「本来的・原則的に社会の責任である」とする者が含まれる。前者は社会的扶養は望ましいこと乍ら、それはユートピア的状态であると考えることにより、現実的な態度としては子の義務を肯定する。これに対し後者においては、「社会保障の完備しない現状では(結果的に)子が養うことになる」がそれは「情愛、道義の問題である」とし、事實上親子間の自然的、人間的愛情に基づいて扶養が行われることは認めるが、それを超えて義務づけることには反対する。このように程度、内容において必ずしも一様でないにせよ、何れも革新的意識であることは認めねばなるまい。このような意識は屢々巷間で噂されているよう

資料

な、新憲法の誤解から生ずるアブソルダ的言動ではない。<sup>(9)</sup>少なくとも本調査のみから云えば、批判的、理性的意識であつた。殊に三十代の男性、二十代の女性にこの意識が多くみられたことは、現状の如き生活程度のもとでは個人の生活と親族の扶養とが両立し難い実情を反映しているものとみることができよう。<sup>(10)</sup>

(1) 厳密に云うならば、あととりと長男は必ずしも一致しない。然し、普通にはあととりは原則として長男であるから、必要に応じて区別する場合以外は同義に用いる。

(2) この意識を代表する某は村内分家六戸をもつ本家の長であり、その家は旧家である。さらに彼は農協組合長であり村の最有力者の一人として村内に権力をもつ富農である。尙後記2のA型参照。

(3) 川島武宜「日本社会の家族的構成」一三八頁参照。

(4) この意識を代表する某は年間収入(農業所得)においてB村での上層に位する。貧困な農民家族では、より協同体的な意識が強い故に、長男を差別待遇することなく凡ての子が協力して親を養うべしという意識をもつのではないだろうか。(後記その三及び2のC型参照)。なお、長男が扶養不可能になつた場合については単に「凡ての子が親を大切にする気持をもつてほしい」というのみで「養うべきである」と云わないことが注意される。

(5) 例えば、唄孝一・渡辺洋三「農家相続の実態」(法時二

六卷九号)三三頁。

(6) 但し、その三の意識は伝統的な意味での「家」的と云えるか否かは疑問である。後述2のC型参照。

(7) ここでの有意か否かはカイ自乗検定の結果に依る。

(8) 第一表総計―社会の欄での括弧内の一五は後者、八は前者を示す。なお、第四表第五表においては、前者は概ね義務の肯定(或いは条件附肯定)となる。これらの質問では現実的態度で応答したからである。

(9) 例えば、現行法における扶養義務についての知識の調査では、これらの者の大半は、現行法においても親族相互間には(少なくとも親子間には)扶養義務ありと答えている。

(10) 農村の場合は、経済的な困窮が直ちに公的扶養意識を生み出すかどうかは疑問である。それはときとして家族共同体の結合意識を逆に強化させる作用をいとなむこともある。経済的基礎の喪失は觀念変革の一般的前提ではあるが、現実に新しい意識が生まれるにはさらに別の契機が必要のように思われる。

2. 扶養意識の諸型態

1 においては専ら原則的・第一次的な扶養責任(特に長子扶養意識に重点をおいて)について述べたが、さらに第二次的ないし潜在的な扶養義務意識の分析を加えることによつて親族的扶養意識全般の様相が明らかになるし、また扶養関係の性格・存在根拠

## 扶養意識の諸様相

もより明確になるであろう。ところで、原則的・第一次的には長男が扶養義務を負うとの意識をもつものの間でも第二次的責任——先順位の義務者（長男）が扶養不可能な場合に発生し、若しくは顕在化、具体化する義務——の主体に関しては、必ずしも一致をみない。また、ひとしく長子扶養を否定する立場にあつても、だからといって直ちに近代法が肯定するように直系血族たる子が平等に義務を負担するということにはならず、種々の事由により扶養義務者が意識のうえで限定されている。かかる点に着目しながら、顕在的乃至潜在的な扶養当事者の範囲についての意識の種々相とそれがどのような事由、根拠に基づいて発生するかについての分析が次に試みられねばならない。右の目的に適合するような意識調査の方法は種々ありうるが、われわれが採用したのは、「家」を離れて親族の共同体に属している子について扶養義務がいかに意識されているかという点の調査であつた。そして、この点の調査結果と第一次的責任に関する意識とを組合わせて総合的に考察し、一応の類型化を試みたのが第二表である。以下順次説明する。

A 第一に長子単独扶養を原則とし、「分家した子」「家を出て独立した子」が第二次的責任を負担するが、「嫁・婿・養子に行つた子」は、全然扶養義務を負わないとする意識類型が挙げられ

る。ここでは他家意識が顕著であり、嫁・婿・養子に行つた子は、「他家に行つた以上」「ともかく、他人の家に入ったんだから」というように他家の構成員となつたこと自体を根拠に扶養義務を否認される。その反面、分家した子や、家を出て独立した子などは第二次的責任を負うと意識されているが、これはこれらの者がなお広義の家族共同体の構成員ないしは狭義の「家」の第二次的構成員と考えられていることを意味する。このような意識が農村における本家と分家ないし（村内にいる場合の）独立者との間に存する経済的紐帯に基礎をおいていることはいうまでもあるまい。この意識類型とIの第一の意味の長子扶養と結びつく場合、家父長制的家族主義のイデオロギーに支えられた規範意識としての性格をもつ。そしてかかる意識は、従来の農村社会に支配的な、伝統的直系家族における家族乃至親族関係を端的に表現するものであり、現在ではなかならず地主及び上層自作農層に支配的なものと思われ。

B 第二には長子扶養を原則とし、分家した子のみが第二次的責任を負うとすることがある。独立した子が扶養義務者から除外される点がA型と異なる。この意識の根拠として「分家したものは養うのが当然だ」とか「分家は財産を貰つたんだから」といわれていることをみれば、財産の分与と扶養義務とが対価的に意識



## 扶養意識の諸様相

されているごとくであるが、それが分家を独立者から区別する必要条件ではあつても、なお分家のみが本家に附随した副次的扶養責任をもつことの充分条件とはならない。B型の意識は本家と分家との間に存する密接かつ恒常的な、農業経営における一方的乃至相互的援助の主観的反映であり、現実的な「家」的同族団体が扶養の場として意識されているものと思われる。ここにおける「家」的同族団体はその結合根拠においてAにおけるそれに比し、遙かに現実的、具体的な契機を宿し、また、その内部における家長の權威的色彩はより稀薄であり、より協力的な雰囲気支配されているものと推測される。

C 第三の類型として挙げられるのは、長子扶養を原則とし、他の凡ての子が第二次的扶養義務を負うとするものである。ここでは他家に行つたとか分家したとかで子の間に差別を認めないのみならず、この意識における長子扶養の多くはIの第三の型であり、親に対する扶養に関しては長男すら先天的に特別の立場にあるものとは考えられていない。即ち、現実の生活共同体たる家が安全且つ窮極の扶養の場として望しいものと考えられ、しかもその家が長男によつて引継れ維持されるのが普通である故に、「一応は、あととりが養うべきであり」「結局最後的には、あととり長男に責任がある」が、常に、あととりでなければならぬとは

意識されていないし、また「あととり長男のみが責任を負うのではない」。このように通常は長男が第一順位である故、事実上他の子の義務が潜在的であるにせよ、凡ての子が親に対する扶養義務を負うと意識されているのである。更にまたC型においては、他の広い範囲の親族についても相互に扶養義務を負うと意識されている。以上の如き事實は、この意識においては、血縁関係そのものが重視され、「家」的觀念により限定される一定の親族集団が扶養関係存在の基盤となつていないことを示すであろう。かくして、家族乃至親族集団が漸次その機能を喪失し縮小化しつつある現在においても、人々はその親族に対して困窮時における相互扶養の強い義務意識をもっているのであるが、それは最早統一的な親族共同体乃至「家」的同族集団を前提とするものではなく、血縁関係II親族関係にある限りにおいても相互扶助意識に他ならない。ここでの親族関係がかなり個別結合たることをほのめかすものがある。現在の農村に於いて最も支配的に存在する意識であり、家族・親族秩序の新しい一側面を示すものである。

D 第四に抽象的な一般的な態度としては原則として子は平等に扶養義務を負担するとするが、より具体的現実的な意見としては「嫁・婿・養子に行つた子」は義務を負わないとする立場がある。長子扶養の原則は否定するが、他家に行つた子が扶養義務を負わ

ないとする点において「家」の観念の残滓に支えられていることは疑ない。然し、ひとしく「他家」意識と呼ぶにせよ、その意味内容においてAの場合の「他家」意識とは異なる。Aの場合のそれは正に「家」意識そのものであり、「他家に行つた」ことが直ちに扶養義務否定の根拠となるのに対し、ここでは「家の秩序の下における具体的な諸事情が扶養義務免除の理由となつていのである。

「婚家(或は養家)の人に悪いから」「一旦他家に行けば扶養したいと思つても仲々出来ない」「嫁に行つてしまえば自分の思うようにならない」「よその家に行けば色々な複雑な事情があるから」というような表現はこの間の事情を明白に物語つていゝ。このように「他家」に行つた者が扶養責任を負わないと意識される根拠はこの場合家的秩序の下における諸事情・諸拘束、その他経済事情であり、「家」という抽象的な枠そのものでない。この両者の差異は義務の否定という消極面についてのみならず、義務の肯定という積極面についても云えるのではないだろうか。即ち、A型においては「他家」に行つたものが責任を負わないとする反面、自家にあるもの―観念的な家族共同体の構成員―が扶養義務を負うと意識されているのに対し、D型の意識は、前述のような通常予想される具体的諸事情が他家に行つた子に義務づけることを妨げるという意味内容をもつに過ぎず、従つてまた、他家に行つた子以外の子

が扶養義務を負ふことの根拠として特に家共同体の存在を想定しているのではない。このように、D型において実質的な生活共同の存在しない観念的な親族共同体が扶養の場として考えられていないことは他の親族相互間の扶養を否定することからも実証されよう。農村においては比較的進歩的な意識であると推察される。<sup>(5)</sup> 一般的に云えば近代的意思への過渡的な型態であろう。

E 凡ての子が扶養義務を負うとし、子の中に全く差別を認めないもの。この扶養意識の基底に「家」や「身分」の観念が存在しないことは明日であるとしてもこの意識が個人の主体性と平等の意識のもとに凡ての子に均等の扶養義務を認めているとは一該に云えない。勿論、親子間の扶養関係を近代的倫理に基づく独立・主体者間の関係として観念している者も全く含まれないわけではない。然し、このEの意識の多くは人情・情緒を基とする協同体的な親和意識であり、血縁関係に親族関係が直ちに扶養関係の基礎であることを示すものである。そこでの扶養関係は親族共同体における相互協力関係―即ち、互に睦み合い、扶け合うこと―の一側面である。これらのことはこれに属する者の大半が広範囲の親族相互間の扶養義務を無条件、無反省に肯定していることから推察される。

F その他

### 扶養意識の諸様相

a. 嫁に行つた娘のみが義務を負わないとする意識。このような意識は他家意識によるというよりも、寧ろ嫁としての地位・立場、或は一般的には女性の経済的地位の低さを如実に反映するものである。

b. 抽象的には「子はみんなで養うべきである」と云い乍ら、「実家の親・きょうだいが生活に困つてるとき」は分家した子のみが養う義務ありとする態度は、扶養を財産分与の対価として意識している事を示すものであろう。ここでは明確に「財産をもらつたんだから」と云つてゐる。この点において分家した子の扶養義務の根拠はB型におけるのとは異なる。

c. あととり長男のみが扶養義務を負い、他の子は全く義務を負わぬとする意識。かかる意識は、一見従来の家父長制的長子単独扶養意識の如くに思われるが、抽象的な「家」を前提としな点よりすればそれに似て非なるものであることが明らかである。この意識は単に経済的貧困に発したものに過ぎないものと思われる。あととり以外の子は家に依存する事が許されない。夫々家を離れて自活しなければならない。而も彼等は自己の家計を維持するのが精一杯なるが故に、親が困つてゐるとき「子は無関心であつては困る」「みてやりたい」が、「実際には出来ない」のである。このような事情の下では観念的な相互依存関係も協同関

係も発生する余地がない。長男以外の子は親が困る場合「或程度は」「余裕があれば」「事情によつては」養うという意識も（程度之差はあれ）同様な事情の下での意識であらう。

d. 抽象的、一般的な態度としては「子はみんなで養うべきである」とするが、「実家の親・きょうだいが困つてゐるときは」すべての子が「或程度は養うべきであり」或いは「余裕があれば養うべきであり」或いは「そのときの事情による」とする態度である。従来の孝養の意識からすれば、親を養うことは無定量のものである。それは経済的援助に止まるものではなく、また子の側の事情を問わないものである。従つて「或程度は援助する」とか「余裕があれば」「事情によつては」養うと云うような意識は、従来のそれからすれば、特異な、例外的な意識である。かような意識は、親子関係よりも夫婦関係を尊重する近代家族における意識を示唆するものであろうか。

(1) ここでは意識の諸様相の質的分析をなすに止め、量的考察は一応留保する。

(2) 後記D型に於ける「他家意識」に基づく義務の否認を参照。

(3) 事実、このA型に属する者は凡て中層以上の農家に属し、而もその大半は三世代に亘る直系家族の一員である。更に特徴的なのはC村での旧家であり、村内分家二、六月をもつ

本家に属する者が三名もこの型に属していることである。その一人が前述 I の註(2)に記した者である。因に、C村における調査戸数四八戸中、このような旧家たる本家は四、五戸に過ぎない。これらの事實はこの意識類型が權威的、家長的意識であること、或は家長が現実の權威的地位をもたないにせよ、典型的な直系家族構成の下における家族秩序を反映していることを充分に裏付けるものではなからうか。

(4) これに属する農民一名中、五名までが二・三親等間の扶養義務を否定し、未亡人のしゅうとに対する扶養は「縁が切れるまで「同居中のみ」と応答している。ちなみに都市における三〇名の過半数はこれと同様の態度を示す。

(5) 前註(4)に述べたところの農村での五名中、四名まで新高卒又は旧高女卒の者であり、その一人は村農協婦人部長で新生活運動に献身している。またこの型は都市においても比較的多くの分布を示す。これらの事情はこのE型の意識が過渡的な意識であることを示唆するであらう。

(6) これに属する者は凡て、少なくとも収入の面では最下層の農家である。

### 3 意識類型相互間の意味的関連

以上本調査にタイプビカルに現われたところの意識の種々相を一応類型化して考察したのであるが、これらの扶養意識の諸様相(諸類型)―静的、型態的には段階的差異をもつ―は相互にどの

ような意味的差異乃至関連をもつてあらうか。先ずこれらの諸様相からも推察されるように、親に対する扶養についての基本的な考え方の相異、多様性が注目される。一部に於いては扶養関係を人格的な愛情とか、真の感謝とか云うような自然的感情或は近代倫理を基調とし、それに規整される人間関係として意識していることは明白である。しかし、所謂「孝」のイデオロギイに支えられた義務意識と思われるものが、いぜん支配的である。このことは第三表に集約的に示されている。「親、親たらずといえども、子は親を養うべきである」とする根拠としては、「恩がある以上」「どのような場合でも一年でも二年でも養つてもらつた恩義があるから」とか「親である以上、絶対的に養うべきである」「親である以上当然である」とか「親子である以上」「血のつながりがある以上」とかが挙げられる。即ち、親を養うことは、「恩」に条件づけられる義務として、或は、無条件の絶対的な義務として意識せられている。かように「孝」のイデオロギイに基づく義務意識は尙多く残存している。この様な伝統的意識は農村において全く支配的であるが、都市においてはこれと異なる意識が見出される。即ち、「親子の縁を薄くした事情による」「別れたときの時期と原因による」「感情の問題である」「気持の問題だ」と云う表現は、近代法が前提とする直系血族の無条件扶養の規定と

扶養意識の諸様相

第 三 表

農 村		ある 養うべきで	ある 程度は養 うべきであ る	である は養うべき 余裕があれ	事情による	い 養う必要な
全	240 名	177	7	2	20	34
体	%	73.8	2.9	0.8	8.3	14.2

  

都 市		ある 養うべきで	事情による	い 養う必要な
全	108 名	75	7	26
体	%	69.4	6.5	24.1

この第三表は所謂「父帰る」の如き場合に関する扶養意識調査の結果である。即ち、「親があまり子の面倒をみなかつた（或は養育しなかつた）場合でも、子はその親を養うべきか」との質問に対するものである。

衝突する合理性をも含んでいるのである。

このように、親に対する扶養意識は、或は伝統的な儒教倫理に基づく義務意識であり、或は人情、情緒的意識であり、或は近代的合理的倫理に基づくものであり、一様ではない。

更に、このような扶養意識における性格的差異は、同時に扶養関係を団体的関係として意識しているか、個人対個人との関係として対応するかに対応する。扶養意識が「家」を基調とする家族秩序の下において「家」乃至親族共同体の觀念に媒介され、その想定の下に成立していることは 1、2 において述べた如くである。ここでは、扶養関係は主体者間の近代的規範関係としてではなく、家族乃至親族共同体の内部的秩序の一面として意識せられている事は云うまでもない。現今の段階では、少なくとも農村においてはこのような意識が普遍的、支配的である事は前述の如くである。而もひとしく「家」乃至親族共同体の觀念の下における規範意識であつても、その内容、性格において各人の意識が一様でないことも諸意識類型そのものが示すところである。これらの諸様相は家父長制の濃淡と個人意識、平等意識の成長に対応し、「家」的価値觀念の尺度を示すものである。より具体的に云えば、このような意識の諸様相は扶養関係の基盤として想定する家族乃至親族共同体の態容により規定される。A型、B型、C型等々の差

資料

異は、親族関係が父系の血縁集団Ⅱ「家」的同族集団から、単なる血縁の親近性に基づく親族関係へと推移してゆくこと意識への反映を表現する。それは同時に家系・家名の尊重、連続の觀念の稀薄化であり、家長の權威の觀念の衰退に基づくものである。

4. 血族二、三親等間の扶養

第四表

農村(きょうだい相互間の扶養)

	養うべきだ	或うべきだ	余養うべきだ	事情による	養う必要なし
全 240 名	208	10	10	2	10
体 %	86.7	4.2	4.2	0.8	4.2
農村(牛血きょうだい相互間の扶養)					
全 240 名	179	15	14	15	17
体 %	74.6	6.2	5.8	6.2	7.1
都市(きょうだい相互間の扶養)					
全 120 名	75		29		16
体 %	62.5		24.2		13.3

最後に、資料を提供する意味できょうだい相互間、おじ・おばとおい・めい間の扶養義務意識について簡単にのべたい。  
先ずわれわれは、第四表・第五表から相互の扶養義務によつて結ばれる親族圏の拡りの程度を推察し得るであろう。きょうだい相互

第五表

農村(おじ・めいのおじ・おばに対する扶養)

	養うべきだ	或うべきだ	余養うべきだ	事情による	養う必要なし
全 340 名	142	22	41	6	29
体 %	59.7	9.7	17.1	2.5	12.1
農村(おじ・おばのおい・めいに対する扶養)					
全 240 名	134	25	44	10	27
体 %	55.8	10.4	18.3	4.2	11.3
都市(おじ・めいのおじ・おばに対する扶養)					
全 120 名	45		43		32
体 %	37.5		35.8		26.7

互間の場合、なお強い扶養義務意識をもっているが、おじ・おばとおい・めい間では、義務を肯定するものは五九・七%にすぎず、親族共同体の範囲が相当に縮小していることが窺われよう。  
後者の場合には、留保付の肯定が増加していることも、このことを強く裏付けるであろう。(1) 因にこれを都市にみれば、きょうだい間の扶養はともかくとして、おじ・おばとおい・めい間の当扶養義務を肯定するものは三七・五%に過ぎず、その存立の現実的基礎が極めて弱いことは明白である。

## 扶養意識の諸様相

(1) 当然に養うべきであるとする場合と留保を附して扶養を肯定する場合とは、単に程度の差があるのみではなく、意識の質において異なるものがある。前者においては、「ぎりぎりの生活をしているときでも」「三度の飯を二度にしても」「余裕のあるなしに拘らず」扶養すべきであるとする意識である。このような義務は所謂生活保持的なものであり、親族団体が現実的基礎をもつ場合における本質的屬性の一つをなすものである。ところが、後者の場合即ち、「余裕があれば」「自己の生活に経済を害さない限度で」「事情によつては」などと云う場合には、扶養義務者の生活と要扶養者のそれとを明確に区別し、扶養を外部からの援助として意識しているように思われる。そこでの扶養義務は所謂生活補助的なものである。

## 四 結 び

以上の考察は、当初の目的を充分に達したとは云えず、皮相的であつたかも知れないが、ここに述べたことから現実の農村社会における扶養意識の実相及び「家」的乃至親族の共同体の実態に關して、一応の見通しがつくのではないかと思われる。また、地域別に顕著な差異がみられなかつたことは、このような意識を以つて農民―少なくとも北海道農村における農民―の一般的な意識であると推論してよいと思われる。われわれは、このような扶

養意識の諸様相の分析を通して、逆に、農村社会において、「家」共同体乃至親族共同体と觀念されているものの中にもその構造・性格に多くの差異のあること、或は典型的とされる家父長制家族が漸次解体の過程をたどつていくこと、さらにこの推移に逆行する關係において近代的意思の萌芽がいろいろな形で現われて來ていくことを推測しよう。しかし、農民の一般的な法意識は、曖昧さ、錯雑さにみちており、都市の場合のごとく論理的明晰さをもつていない。従つてまた、農民の意識が前述のような意識の諸類型の論理的關連において、今後発展の道をたどるか否かは問題である。この意識の停滞性・錯雑性の原因を明確にし、意識の動態を正確に把握するためには、更に (1) 意識を歴史的、社会的、経済的諸条件との關連において考察し、また (2) より大量な調査を実施して、意識の量的把握をせねばならぬであらう。本稿が同一の問題意識の上に立つ今後の研究調査のための一捨石ともなれば幸である。

## 附記

本稿は二十九年秋の法社会学会における報告に加筆したものである。本稿作成に當つては北大扶養制度研究会の關係者各位の協力によるところ多かつた。あつく感謝する次第である。